

付加保険料の納付

ページID : 150010-578-515-695 更新日 : 2024年4月1日

印刷

[国民年金第1号被保険者](#)や[任意加入被保険者](#)は、定額保険料に上乗せして月額400円の付加保険料を納付することで、将来の老齢基礎年金の額を増やすことができます。付加保険料の納付は申出月からの開始となります。

- [1. 納付することができる方](#)
- [2. 付加保険料の金額、納付期限](#)
- [3. 付加保険料を納付したいとき](#)
- [4. 付加保険料の納付をやめたいとき](#)
- [5. 老齢基礎年金を受け取るときに加算される額（付加年金額）](#)

1. 納付することができる方

[国民年金第1号被保険者](#)

[65歳未満の任意加入被保険者](#)

なお、農業者年金の被保険者は、[国民年金付加保険料納付該当届（PDF）](#)を提出し、付加保険料を納付しなければなりません。

注意事項

次の方は付加年金に加入（付加保険料を納付）することができません。

国民年金保険料の納付を免除されている方
(法定免除、全額免除、一部免除、納付猶予、または学生納付特例)

[国民年金基金の加入員である方](#)

個人型確定拠出年金と付加年金は同時に加入することができます。

ただし、個人型確定拠出年金は拠出限度額があります。個人型確定拠出年金の納付額によっては、付加保険料と併用できない場合がありますのでご注意ください。

2. 付加保険料の金額、納付期限

金額

[付加保険料は、1カ月当たり400円です。](#)

付加保険料を前納する場合、前納する期間によって割引を受けられます。

納付期限

付加保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。

ただし、月の末日が土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日、1月2日および1月3日）に当たるときは、翌月最初の金融機関等の営業日が

納付期限となります。

なお、納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間は付加保険料を納付することができます。

3. 付加保険料を納付したいとき

付加保険料を納付したいときは、[国民年金付加保険料納付申出書（PDF）](#)、農業者年金に加入したときは、[国民年金付加保険料納付該当届（PDF）](#)の提出が必要です。

提出する書類

[国民年金付加保険料納付申出書（PDF）](#)

提出先

市区役所、町村役場、[お近くの年金事務所](#)

個人の方の電子申請

提出にあたっては、手続きの簡素化および迅速化が見込める電子申請をぜひご利用ください。

電子申請による提出は「[個人の方の電子申請（国民年金）](#)」をご覧ください。

納付開始月

付加保険料の納付は、申し出をした日の属する月分から開始します。

なお、申出書を郵送により提出した場合は、上記の提出先において申出書を受付した日の属する月分から開始します。

例：令和5年4月中に付加保険料の納付を申し出た場合

令和5年4月分から付加保険料を納付することができます。

令和5年3月分以前にさかのぼって付加保険料を納付することはできません。

農業者年金の被保険者

農業者年金に加入したときは、[国民年金付加保険料納付該当届（PDF）](#)を提出しなければなりません。

付加保険料の納付は、農業者年金の被保険者に該当した月から開始します。

4. 付加保険料の納付をやめたいとき

提出する書類

[国民年金付加保険料納付辞退申出書（PDF）](#)

提出先

市区役所、町村役場、[お近くの年金事務所](#)

納付終了月

申出を行った月の前月から、付加保険料を納付する方ではありません。

農業者年金の被保険者

農業者年金の資格を喪失した方は、[国民年金付加保険料納付非該当届（PDF）](#)を提出しなければなりません。

農業者年金の被保険者に該当しなくなった月の前月から、付加保険料を納付する方ではありません。

5. 老齢基礎年金を受け取るときに加算される額（付加年金額）

付加年金額（年額）は、200円×付加保険料を納めた月数で計算し、2年以上受け取ると、納めた付加保険料以上の年金を受け取れます。

例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めた場合の年金額は次のとおりです。

200円×480月（40年）＝96,000円（年額）が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。
816,000円（※）＋96,000円＝912,000円（年額）

※毎月の定額保険料（令和6年度:16,980円）を40年間納めた場合の老齢基礎年金額（67歳以下の方が受け取る場合の年金額になります。）

関連情報

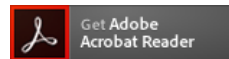
[国民年金付加年金制度のお知らせ（PDF 99KB）](#)

[国民年金保険料](#)

[年金Q&A（国民年金の保険料）](#)

[独立行政法人農業者年金基金（外部リンク）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

年金のことをしらべる

[利用者別ガイド](#)

[シーン別ガイド](#)

[ねんきんネット](#)

[年金用語集](#)

[パンフレット](#)

[通知書の見方を調べる](#)

[年金の制度・手続き](#)

[利用者別ガイド](#)

[シーン別ガイド](#)

[年金制度全般](#)

[国民年金](#)

[厚生年金保険](#)

[年金の受給](#)

[年金記録に関する取り組み](#)

[社会保障協定](#)

[「特定技能」にかかる社会保険関係の書類交付](#)

[年金について学ぼう](#)

[パンフレット](#)

[動画](#)

[年金用語集](#)

[申請・届出様式](#)

[申請・届出様式（国民年金）](#)

[申請・届出様式（健康保険・厚生年金保険）](#)

[申請・届出様式（年金等の受け取り）](#)

[申請・届出様式（年金記録の照会、訂正請求）](#)

[申請・届出様式（社会保障協定）](#)

[申請・届出様式（「特定技能」にかかる書類交付）](#)

[申請・届出様式（年金委員）](#)

[年金Q&A](#)

[シーン別Q&A](#)

[年金Q&A（年金制度全般）](#)

[年金Q&A（国民年金）](#)

[年金Q&A（厚生年金保険）](#)

[年金Q&A（年金の受給）](#)

[年金Q&A（年金記録に関する取り組み）](#)

[年金Q&A（ねんきん定期便）](#)

[年金Q&A（ねんきんネット）](#)

[年金Q&A（社会保障協定）](#)

[年金Q&A（電子申請・電子媒体申請（事業主・社会保険事務担当の方））](#)

[年金Q&A（オンライン事業所年金情報サービス）](#)

[年金Q&A（個人向けオンラインサービス）](#)

[年金Q&A（年金相談）](#)

[年金Q&A（情報開示等）](#)

[年金のご相談（電話・窓口）](#)

[年金相談についてのご案内](#)

[電話での年金相談窓口](#)

[全国の相談・手続き窓口](#)

[日本年金機構について](#)

[理事長のごあいさつ](#)

[基本情報](#)

[組織](#)

[各種方針](#)

[日本年金機構の取り組み](#)

[情報公開](#)

[ご意見・ご要望、法令等違反通報](#)

[日本年金機構ホームページについて](#)

[法人文書・個人情報の開示](#)

[統計情報](#)

[採用情報／新卒採用](#)



日本年金機構

Japan Pension Service

法人番号4011305001653

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

[所在地・連絡先](#)

[開示請求](#)

[公式X（旧Twitter）](#)

